

倶知安町宿泊税条例

倶知安町総合政策課総合政策係係長 萩原 麻紀

北海道倶知安町は「倶知安町宿泊税条例」を制定した（条例第21号として、平成30年12月13日公布、一部を除き令和元年11月1日施行）。

ホテルなどの宿泊客から宿泊料金の2%を「宿泊税」として徴収するとしており、税額を割合で定める「定率制」の宿泊税を定めた条例としては全国初。

1 はじめに

雄大な羊蹄山とニセコ連峰に囲まれ、清流尻別川が流れる自然豊かなまち倶知安町は、夏は冷涼な気候で過ごしやすく、冬は全国屈指の豪雪地帯として知られています。ニセコエリアのメインリゾートであるひらふ地区には、上質なパウダースノーに魅了された多くのスキーヤーやスノーボーダーが国内外から訪れ、近年では雪を見たことがないアジアからの富裕層の入込みも多くなっています。

倶知安町の2019年6月末現在の人口は1万5145人、うち外国籍住民は737人ですが、2019年1月末の人口は1万6693

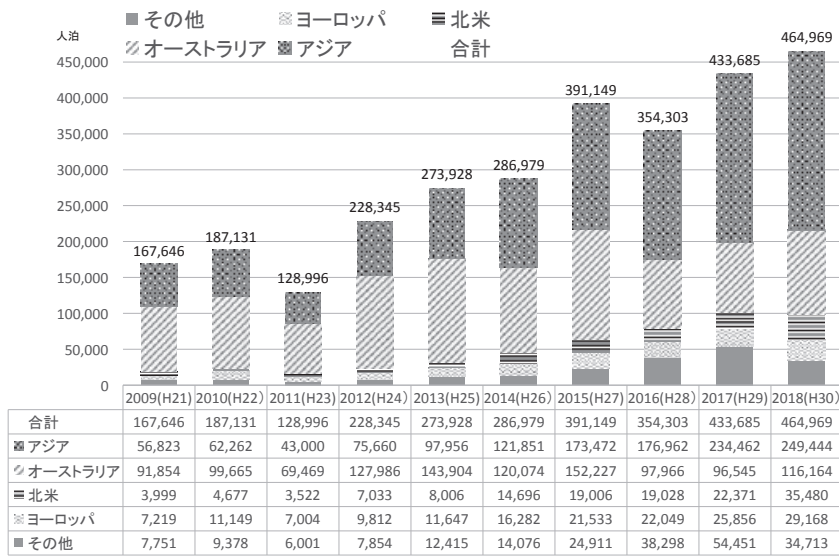
人、うち外国籍住民は2048人と、冬季間には人口の1割以上が外国籍住民となります。彼らは、83万人の冬季間の観光客を支える数多くのアクティビティ関係のショップやスクールで働くインストラクターやガイド、宿泊施設のスタッフとして働く外国人たちです。ひらふ地区には、ホテル、温泉宿、コテージ、コンドミニアムなど約300棟の宿泊施設と商業施設が立ち並び、2018年度の外国人観光客宿泊延数は約46万人泊、2009年度の2.7倍となり、まさに国際的なリゾート地となっています。

2 条例制定に至った背景と経緯

ひらふ地区は、1980年代のバブル経済に伴うスキー・テニスブームの中、多くのペンションやリゾートホテルが開業し、ウィンタリゾートとして成長してきましたが、バブル崩壊後は、ペンションの廃業等が目立つようになっていました。

しかし、2000年頃から、ラフティング、登山、トレッキングなど、夏の自然を満喫できるアクティビティが人気となり、また、オーストラリアを中心に、口コミでニセコエリアのパウダースノーの人氣が高まったことから、外国人観光客が増加し、ひらふ地区には

倶知安町外国人宿泊延数の推移



ひらふ地区



海外投資によるホテル、コンドミニアムなどの建設が相次ぎ、2010年頃からは、オーストラリアだけでなく、香港やシンガポールからの不動産ビジネスの開発事業の進出も始まりました。

滞在型宿泊施設が整備されたことにより、外国人宿泊延数や夏季シーズンのロングステイ客は増加し、町にとっては明るい要素では

ありましたが、一方で、交流人口が増えたことによるごみ排出量の増加、水使用量の増加、除排雪体制の強化など新たな課題が生まれたほか、ひらふ地区では、観光施設の老朽化や未整備、日本人居住者が減少したことによる地域コミュニティの衰退、町全体では市街地とひらふ地区との連携、二次交通の整備、無料WiFiの整備、観光地として安心でき

る防犯体制の確立など、国際リゾート地・倶知安として成長し続けるため、また、地域に暮らす住民が安全・安心で暮らし続けるために解決していかなければならない課題が生まれました。

課題解決には財源が必要となることから、平成27年8月に、役場内に「新しい財源確保の検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）」を立ち上げ、広く財源確保の方法について検討を始めました。

WGでは、最初に別荘等所有者に課税する「家屋敷課税」について検討を行いました。明確に別荘等の物件を把握することが困難なこと、また、所有者が使用しない時に旅館業法に基づき他者に貸出しをするコンドミニアムを家屋敷と言えのかという総務省の見解もあり、家屋敷課税の導入には至りませんでした。

次に、スキー場^(き)のリフト利用者に課税するリフト税については、隣町のニセコ町と同時に導入しなければ成り立たないものであり、リフト利用者が負担者になるリフト税の受益者の特定は難しい、などのことから、WGでは、静岡県熱海市が導入している法定外普通税や東京都、大阪府で導入された法定外目的税の検討をすることになり、平成29年5月、新しい財源確保の検討WGを「宿泊税導入検

討WG」に名称変更し、宿泊税に絞って検討を行ってきました。

その後、宿泊税導入に向けたアンケートの実施や有識者会議の開催、パブリックコメントなどを経て、平成30年12月13日に平成30年第4回定例議会において俱知安町宿泊税条例（以下「本条例」という。）が可決成立しました。

3 条例内容について

本条例は全20条からなり、一部を除き、令和元年11月1日から施行します。

(1) 納税義務者等

旅館業法の許可を受けて行う町内の旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅（以下これらを「宿泊施設」という。）に宿泊する宿泊者が納税義務者となります。宿泊税の徴収は特別徴収の方法により、宿泊施設を営む者が特別徴収義務者となりますが、次に掲げる者からは、宿泊税を徴収しません。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1

条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

② 学校教育法第1条に規定する中学校、義

務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部を除く。）、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、俱知安町内で職場体験を行うもの

これは、俱知安町での修学旅行や学校行事は、町の文化や豊かな自然の中での体験活動を通して、北海道を始め日本全国の学生・生徒に学びや体験の場を提供する教育活動の一環であり、それには公益性があるのではないかと、というところに着目して課税免除としました。職場体験やインターンシップについても、全国的に観光人材が不足し、国でも観光人材確保のため外国人労働力の受入枠を拡大している中、本町で優秀な観光人材を少しでも多く確保し、ホスピタリティの充実を図るために免除としています。

(2) 税率

宿泊税の税率は、課税標準である宿泊料金の2%です。

宿泊税の検討を始めた当時は、全国の先進事例でも「定額制」を採用しており、また、北海道でも「観光税」の検討がされていたことから、北海道と俱知安町の両方で課税する場合、その課税方法が異なると、特別徴収義

務者である宿泊事業者が徴収時に混乱をきたすことが考えられました。しかし、町の地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、定額制の場合には、宿泊人数に応じて一人当たりの宿泊料金を算出しなければならず、特別徴収義務者の徴収手続を簡素化するため、定率制の導入を検討し始めました。

その後、北海道の「観光税」の検討が減速したこと、もともと宿泊事業者の方から定率制での要望があったこと、税の三原則の一つである「簡素」と俱知安町の地域特性に配慮したこと、俱知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得たことを総合的に判断して、定率制の導入を決定しました。

税率は、課税自主権に基づき、納税者にとつて過重な負担にならない額で、各自治体がそれぞれの地域の実情や納税者の担税力に応じて、独自に設定しているところです。本町が宿泊税を財源として取り組む施策を実施する場合、概算で3億8000万円ほどの事業費が必要になると推計し、その事業費に必要な財源確保として、2%の税率で計算した宿泊税が必要になること、また、その場合、諸外国の宿泊税は1%から始まり、事業費に応じ

て経年で税率を順次引き上げていくことが通例となっていますが、本町を始めとして国内では、税率引上げには抵抗感があり、短期間での引上げにならないように2%としました。

(3) 課税標準

宿泊税の課税標準は、次のとおりです

(100円未満切り捨て)。

● 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合
1人の宿泊料金

● 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合
1部屋の宿泊料金

● 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合
1棟の宿泊料金

ここでいう宿泊料金とは、素泊まり料金とそれに掛かるサービス料などをいい、消費税、入湯税等に相当する金額、食事代、電話代などは含みません。食事代を宿泊料金から明確に区分できない場合は、食事の回数により、規則で定める率を宿泊料金から控除して計算します。

(4) 申告納入

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則として、宿泊施設ごとに翌月の末日までに、納入申告書を町長に提出し、その納入金を納入

しなければなりません。特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合には、申請により、3か月分を取りまとめた年4回の申告納入期限の特例を受けられることができます。

4 条例制定に基づく取組

「俱知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ、「くっちゃんで過ごす」にある「魅力ある観光地づくり」を実現するために、観光客の満足度を上げ、また来てもらうために解決しなければならぬ観光課題を整理した上で、その解決と観光振興を図るための個別施策を次のとおり掲げています。

● 域内交通網の整備

● ニセコ・羊蹄山の環境保全

● 安心・安全なリゾートの形成

● 観光インフラの整備

● 新幹線を意識したまちづくり

各個別施策を具体化する個別事業は、各年度で予算化するに当たり、行政だけで決定するのではなく、観光関係事業者、宿泊事業者、観光団体などから広く意見を聴く機会を設けるほか、宿泊税の主たる納税者であり受益者である観光客へのアンケートなどを実施しながら決定する予定です。

また、宿泊税を用いた施策には多額の財政

需要が見込まれます。基金を創設して、使い道を明確に観光振興に限定し、中長期的な財源として活用する予定です。

そのほか、宿泊税を課している先例地においては、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るものとして、納付税額の1%～2.5%程度の額で、特別徴収義務者に対し、特別徴収奨励金を交付しています。

本町においても同様の仕組みは必要なものと考え、交付を予定しています。

5 おわりに

宿泊税は法定外目的税のため、「目的」をしっかりとしなければならず、本条例の第1条で「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」と規定しています。

本町の場合、宿泊客の受益に着目し、広く負担を求めるということから、免税点を設けていません。また、ビジネスでの宿泊客からも宿泊税を徴収することになりますが、本町の観光課題の解決や観光振興の施策の中には、間接的ではあっても、ビジネス客への恩恵や町民生活が豊かになるものが含まれてくると考えています。

そのためにも、数か月後に迫っている条例施行日へ向けて、制度説明会・実務研修会などを実施しながら、特別徴収義務者、関係機関等への周知・調整に努め、宿泊税を納めていただく観光客・宿泊客の皆さまに御理解いただけるよう、世界に誇れるリゾート地を目指して各部署連携して施策を進めてまいります。

注

標高1308mのニセコアンヌプリ山の裾野には、「ニセコグラン・ヒラフスキー場」「ニセコHANAZONOスキー場」(以上倶知安町)「ニセコビレッジスキー場」「ニセコアンヌプリ国際スキー場」(以上ニセコ町)という4つの大型スキー場が連なっている。

宿泊税の案内チラシ

③ 納める方 倶知安町内の宿泊施設に宿泊された方

③ 支払方法 宿泊された宿泊施設へお支払いください。
(旅行業者等へ宿泊税を支払われた方は、宿泊施設への支払いは不要です。)

③ 税額

「1人ごと」「1部屋ごと」「1棟ごと」の宿泊料金の設定に応じて

宿泊料金^(※)の2%

(※)宿泊料金は、宿泊料金とそれにかかるサービス料などをいいます。宿泊料金に含まれないもの～消費税、入湯税等に相当する金額
宿泊以外のサービスに相当する料金
(例:食料代、会議室の利用、電話代等)

③ Who has to pay the tax

Visitors who stay overnight in lodging facilities in the municipal area of Kutchan Town

③ How to pay the tax

Tax will be added to the accommodation fee at the lodging facility in which you are staying.
*If you have made reservations through a travel agency, then the accommodation tax may have been included in the agency's invoice. However, if it wasn't included or you did not make reservations through a travel agency, the tax will be charged by the lodging facility.

Tax Rate

2% of your accommodation fee*

*The accommodation fee doesn't include consumption tax, bathing facility tax, the other service fee (e.g. meals, use of meeting rooms, telephone bill, etc.)

Contact/お問合せ先

Kutchan Town Tax Division / 倶知安町税務課納税対策室宿泊税係

TEL 0136-56-8002 FAX 0136-23-2044
E-mail syukuhakuzei@town.kutchan.lg.jp
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/

North 1 East 3, Kutchan, Hokkaido 044-0001
〒044-0001 北海道紋別郡倶知安町北1条東3丁目3番地

To Persons Staying in Kutchan Town
倶知安町内に宿泊される皆様へ

A Guide to the Accommodation Tax
宿泊税のご案内

November 1, 2019~
2019年11月1日より実施

All tax revenues are spent to promote tourism and enhance Kutchan Town.
宿泊税は、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図るための費用に使われます。

- Improving Transportation Systems in Kutchan Town
域内交通網の整備
- Environmental Conservation of Niseko Area and Mt.Yotei
ニセコ・羊蹄山の環境保全
- Maintaining the Safety and Security of the Resort Areas
安心・安全なリゾートの形成
- Improving Tourism Infrastructures
"観光インフラ"の整備
- Preparation for the Shinkansen (Bullet-train) Line Extension
新幹線を意識したまちづくり

Kutchan Town Tax Division
倶知安町税務課納税対策室宿泊税係